



よろしくお願いします。

By:かつおちゃん

既存統計資料に基づいた都道府県がん対策推進計画の見直し
平成24年7月20日（金）天満研修センター

がん患者の就労支援を考える

障がい者雇用促進事業から

大阪府商工労働部 雇用推進室 雇用対策課
障がい者雇用促進グループ 森 元 一 徳

大阪がんええナビ <http://www.osaka-anavi.jp>

NPO法人
がんと共に生きる会
<http://www.cancer-jp.com/>

私のサポーターの紹介

企業応援隊第一隊長

寺 浦 謙 三

目覚めた女

星 野 朱 美

今日お伝えしたいこと

障がい者雇用はまだまだの状況である。

でも、がん患者・家族の就労支援はもっと進んでいないのでは。

障がい者雇用促進施策をご紹介します、少しでも参考にしていただければと思っています。

法令等を見てもみる

(制度構築は類似)

○ 法律

◆ がん対策

がん対策基本法（平成19年4月1日施行）

がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

◆ 障がい者雇用促進

障害者の雇用の促進等に関する法律

（昭和35年7月25日施行）

障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

○ 計画

◆ がん対策（根拠：がん対策基本法）

がん対策推進計画

政府は、がん対策の推進に関する基本的な計画を策定

都道府県がん対策推進計画

都道府県は、がん対策の推進に関する計画を策定

◆障がい者雇用促進（根拠：障害者基本法 昭和45年5月21日施行）
障害者基本計画（平成15年度から平成24年度までの10年間）
政府は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定

都道府県障害者計画（平成15年度から）

（第4次：平成24年度から平成33年度）

都道府県における障害者の状況等を踏まえ障害者のための
施策に関する基本的な計画を策定

市町村障害者計画

市町村における障害者の状況等を踏まえ障害者のための
施策に関する基本的な計画を策定

○ 条 例

◆がん対策

大阪府がん対策推進条例（平成23年4月1日施行）

◆障がい者雇用促進

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例

・（ハートフル条例）（平成22年4月1日施行）・

就労支援における相違点

◆がん対策

- ・がん対策基本法

就労支援の規定はない。

- ・がん対策推進基本計画

がん患者の就労を含めた社会的な問題として位置づけ

- ・大阪府がん対策推進条例（第16条（3））

がん患者及びその家族等の就労に関し必要な支援

◆障がい者雇用促進

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律

第43条 一般事業主の雇用義務規定あり。

（法定雇用率の設定）

第53条 障害者雇用納付金の徴収及び納付義務

- ・大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例

第3章 府と関係がある事業主の障がい者の雇用義務

- ・大阪府障がい者計画

ハートフル条例に基づき障がい者雇用の促進

○条例：ここが違う

大阪府がん対策推進条例

行政も積極的に参画したが、議員立法でできたもの。

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例

行政が制定

商工労働部と福祉部、教育委員会の3者が共管している条例。

連携が密

障がい者雇用の現状

民間事業主における障がい者の雇用状況の推移

(各年度6月1日現在)

		21年度	22年度	23年度
実雇用率	全 国	1. 63%	1. 68%	1. 65%
	大阪府	1. 60% (32位)	1. 67% (30位)	1. 63% (29位)
達成割合	全 国	45. 5%	47. 0%	45. 3%
	大阪府	42. 9% (45位)	44. 5% (45位)	43. 8% (43位)

【目標】

○中期目標：平成25年6月1日現在で法定雇用率達成割合を50%に

○最終目標：実雇用率1. 8%を達成し、実雇用率で全国1位を目指す

具体的な取組み(主な支援機関)

○ ハローワーク（公共職業安定所）府内16か所

- ◇職業相談・職業紹介
- ◇障害者向け求人の確保
- ◇雇用率達成指導
- ◇雇用率達成指導と結びつけた職業紹介
- ◇職場定着・継続雇用の支援

○ 地域障害者職業センター（府内1か所、支所1か所）

- ◇職業評価（職業能力等を評価し、個人の状況に応じた支援計画の策定）
- ◇職業指導（適切な職業選択と安定して働き続けるための相談・助言）
- ◇職業準備支援（センター内での作業支援、知識習得支援社会生活支援）
- ◇職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

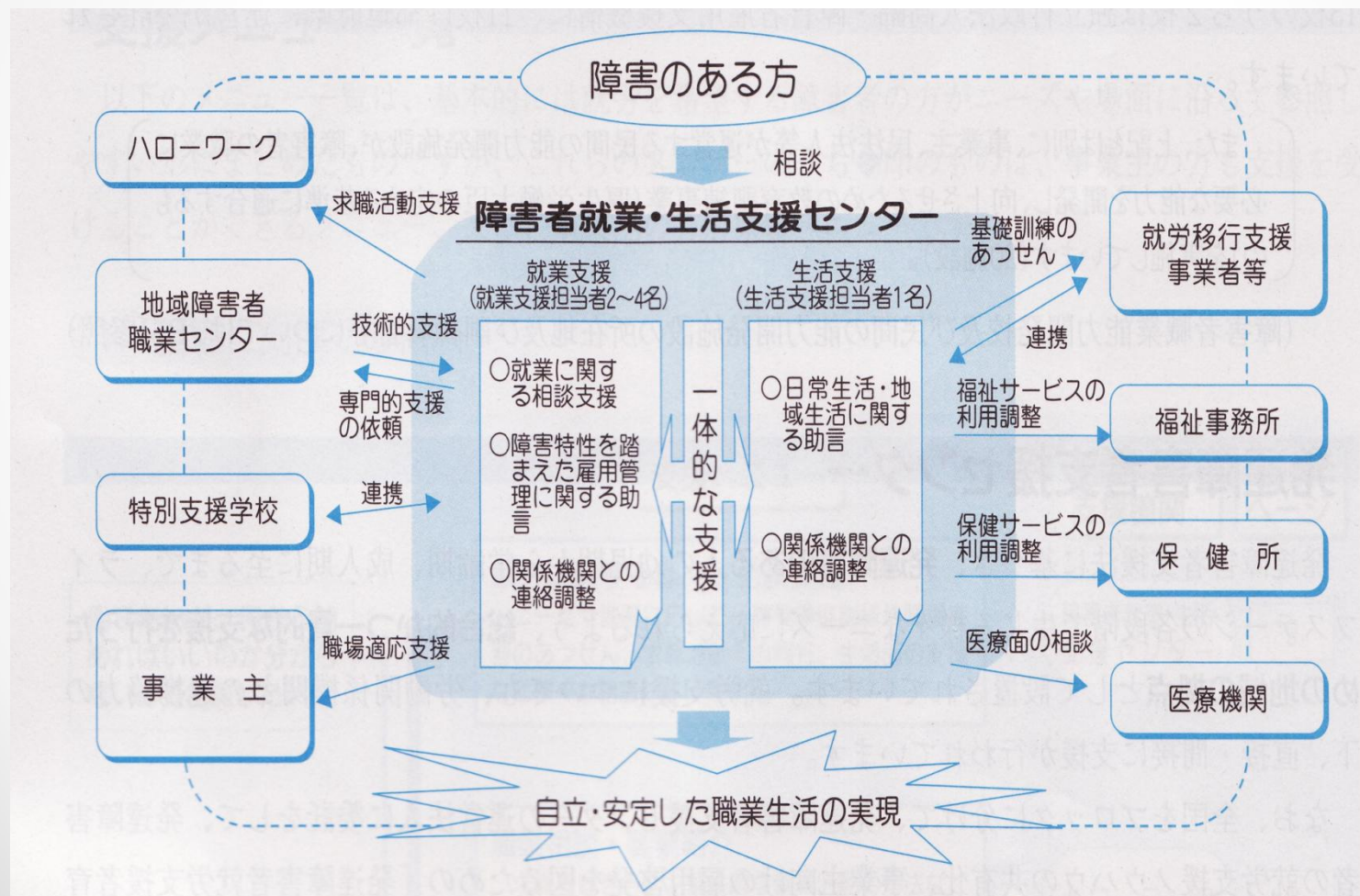
○ 障害者就業・生活支援センター

◇就業面での支援

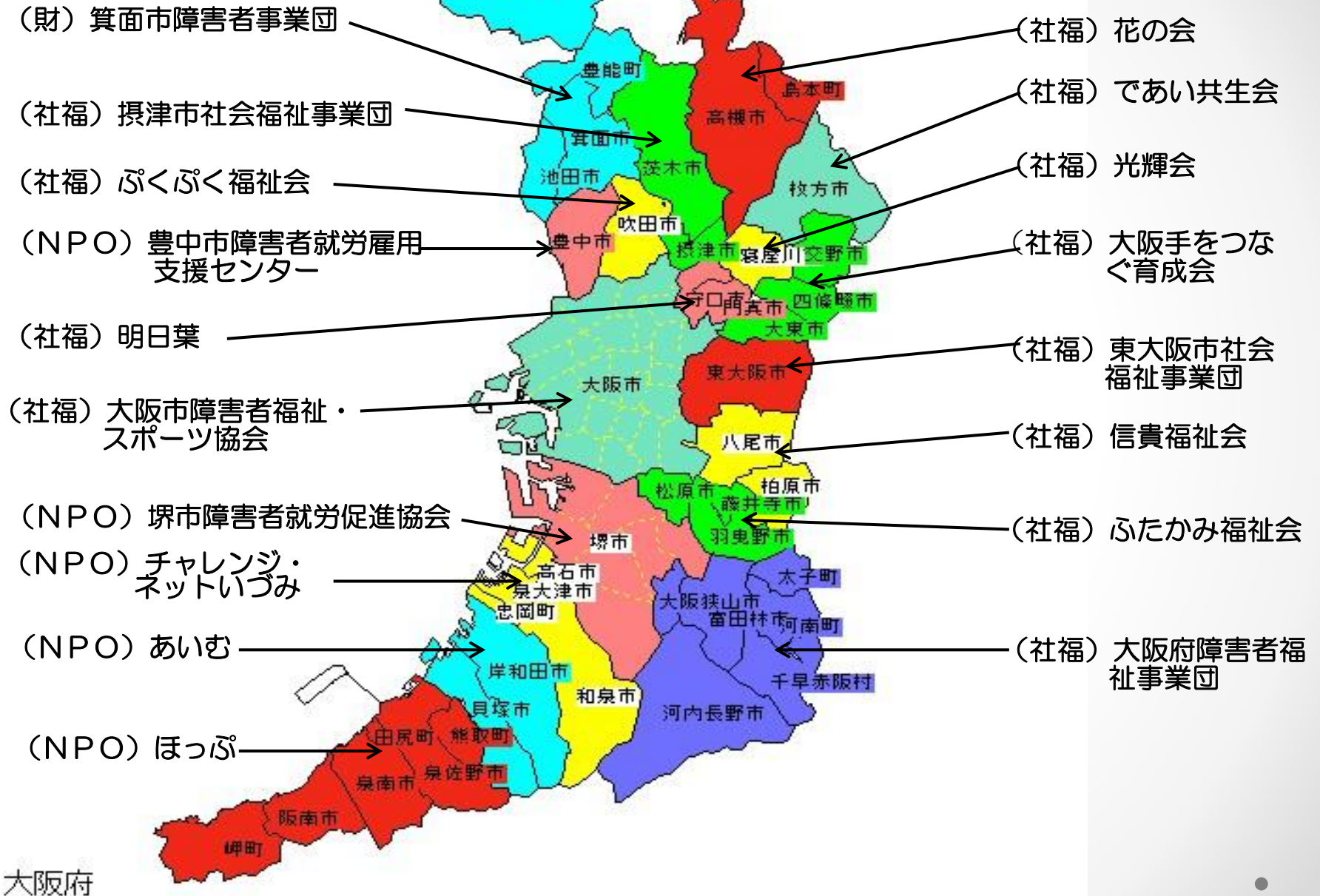
- ①就職に向けた準備支援（職業訓練、職場実習の斡旋）
- ②職場活動の支援
- ③職場定着に向けた支援
- ④障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所にする助言

◇生活面での支援

- ①生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ②住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ③関係機関との連絡調整



障害者就業・生活支援センター 一覧 18か所



あなたの可能性 もっと広げたい！

JOBプラザOSAKAは、中高年齢者や高齢者、障がいのある方、母子家庭のお母さんなどのお仕事探しを支援します。キャリアカウンセラーと一緒にあなたの個性や可能性を見つけだし、各種セミナーや職場体験などを通して最大限に伸ばしていきます。

また、職業紹介から就職後のフォローアップまで、安心して仕事が続けられるよう職場定着支援も行います。

JOBプラザOSAKAは、あなたのお仕事探しをサポートします。

事業内容やセミナーの日程は
ホームページにてご案内しています

<http://www.jobplazaosaka.jp>

毎日夜8時まで

土曜・日曜・祝日も開館しています



●開館時間 9:00～20:00 (年末年始を除く毎日開館)

●最寄駅 京阪電車 [天満橋駅] 東口より西へ300m
地下鉄谷町線 [天満橋駅] 2番出口より西へ300m
京阪電車 [北浜駅] 30番出口より東へ500m
地下鉄堺筋線 [北浜駅] 3番出口より東へ500m

●設置・運営 大阪府、(株)アソウ・ヒューマニーセンター

ご利用には予約が必要です

下記連絡先までお問い合わせください

JOBプラザOSAKA

エル・おおさか(大阪府立労働センター)本館3階
大阪市中央区北浜東3-14

☎06-6910-3765 FAX 06-6949-4755

ホームページ: <http://www.jobplazaosaka.jp>

平成23年(2011年)4月 JOBプラザOSAKA作成

大阪府

中高年齢者や高齢者、障がいのある方、母子家庭の母親などの中で、就労にあたり様々な困難な要因を抱えている方々を支援します

JOBプラザOSAKA

あなたの前向きな一歩を
応援します



JOBプラザ

クリック

検索

あなたの可能性もっと広げたい!

求職者のみなさまへ

いっしょに進む求職活動

JOBプラザOSAKAでは一人ひとりにあったカウンセリングやセミナー、職場体験などを実施し、キャリアカウンセラーが求職活動の道案内をつとめます。

中高年齢者の方

おおむね35歳～54歳の方を対象に、これまでの経験についてのカウンセリングを通じて自己理解を深める中で、柔軟な思考と高い意欲を持って、新しい職場で活躍していただけるよう支援します。

高齢者の方

55歳以上の方を対象に職種や勤務時間など様々な希望をお聞きし、その方に合った求職活動をお手伝いします。

障がいのある方

「自立」をキーワードに、お一人おひとりの能力や状況をお聞きして、ふさわしいスキルアップを図り、安心してお仕事を続けていただけるようフォローします。

母子家庭のお母さん

今までの経験やノウハウに磨きをかけただけとともに、育児とお仕事が両立できる就労へのお手伝いをします。

JOBプラザOSAKA

いっしょに進む 求職活動

キャリア カウンセリング

セミナー

適正診断

自己分析、自己PR、ビジネスマナー、面接対策、パソコン基礎講習など必要に応じて受講できます。

職場体験

職場体験を通じて仕事の理解と自己理解(強みと課題)を深めて自信をもって求職活動ができることを目指します。

情報提供 職業紹介

相談者に応じて就職情報や求人情報などを提供します。

就職決定

就職後のフォローアップ

就職後も能力を最大限に発揮し、安心して仕事が続けられるよう、サポートします。

事業主のみなさまへ

ニーズに合った方を無料で職業紹介します

それぞれのキャリアを活かして!

JOBプラザOSAKAでは、新しい職場をお探しの方々が多数登録されています。一人ひとりに合ったプログラムをもとに、独自のカリキュラムによるスキルアップを図り、即戦力となる人材を企業に紹介しています。

中高年齢者の方

社会情勢の変化をしっかりと認識して過去の経験を活かすと共に柔軟な思考を養成。高いモチベーションとビジネスマナーをもった中高年齢者の方々が、新しい職場での貢献を実現します。

高齢者の方

社会経験が豊富で、就労意欲のある高齢者の方をご紹介します。就業時間など様々な環境についてのご相談もお受けしています。

障がいのある方

職場でのコミュニケーション力やビジネスマナー等のスキルを身につけた方を紹介します。また、各種助成金等の申請手続きから就職後のフォローまでサポートします。

母子家庭のお母さん

子育てと仕事を両立させる環境を整え、今まで培ってきた経験やノウハウを発揮できる方を紹介します。

マッチングを重視し、必要な人材を無料で紹介させていただきます。また就職後のアフターフォローも充実しています。JOBプラザOSAKAのホームページより求人票をダウンロードしてFAXでご送付ください。

具体的な取組み(主な助成金)

○ 特定求職者雇用開発助成金

- ・ 対 象：新たな障がい者を雇入れた事業主
- ・ 助成額：1年／30万円～2年／240万円

○ 試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）

- ・ 対 象：障がい者を短期間（原則3か月）の試行雇用として雇入れた事業主
- ・ 助成額：雇入れたい障がい者1人当たり4万円

○ 障がい者初回雇用奨励金

- ・ 対 象：初めて障がい者を雇入れた中小企業事業主
- ・ 助成額：1人目の障がい者を雇用する場合100万円

○ 障がい者介助等助成金、重度障がい者等通勤対策助成金

- ・ 対 象：重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者雇入れるか継続して雇用する事業主
- ・ 助成額：支給期間、支給額は内容に応じて

大阪府独自の取組み

（障がい者雇用日本一を目指す取組み）

○ ハートフル条例による雇用率達成に向けた誘導

- ①府との契約等（契約、補助金、公の施設の指定管理）がある企業から雇用状況報告書の提出を求める。
- ②未達成の場合は雇入れ計画の提出を求める。
- ③未達成の場合は氏名等公表（事業主の責めに帰すべき重大な由による場合）
- ④審議会の審議を経た後、知事の決定を得て、制限措置の実施（一定期間の入札参加停止、補助金交付申請制限等の措置）

○障がい者雇用促進センターによる事業主へのサポート

（平成21年10月30日設置）

- ・「雇入れ計画」の達成に向けた事業主への指導・支援
- ・府内外企業への特例子会社設立等の働きかけ
- ・障がい者雇用をしようとする企業へのアドバイスや専門家の派遣
- ・事業主と職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者等とのマッチング

○ハートフル基金による働きやすい職場環境づくり支援

- ・ハートフル企業チャレンジ応援賞（24年度創設）を受賞した企業の中から要件を満たしている企業に対しチャレンジ応援事業補助金を助成する

補助金額：上限120万円 補助率：4分の3以内

○ハートフル税制による障がい者の雇用機会の維持・拡大支援

大阪府障害者の雇用の促進及び職業の安定に係る法人の事業税の税率等の特例に関する条例（平成22年4月1日施行）

①新規設立の「特例子会社」「重度障がい者多数雇用企業」への減税

- ・税 目：法人事業税
- ・軽減率：10分の9
- ・認定日の翌年度から5年間

②法定雇用率を上回って障がい者を雇用する中小企業への減税

- ・税 目：法人事業税
- ・軽減率：10分の9（軽減額に上限あり）

課題と対応策



課題と対応策

○入り口、中途

- ・障がい者⇒入り口で
- ・がん患者⇒中途

国の計画：依頼退職30%、解雇3%
⇒周知をどうするのか。特に企業

○横のつながり

障がい者は、福祉、教育、労働と連携している。

⇒行政の中だけではあきません。

企業や民間団体と（例えば・・・）

ご静聴ありがとうございました。

